

石綿による健康被害の救済に関する法律  
認定疾病の療養の状況に関する診断書  
(認定更新申請用)

※判定様式の記載は医療機関関係者が行ってください。医療機関関係者以外の方が記載又は追記した場合は無効となります。

申請書番号	有効期間満了日 年 月 日
手帳番号	認定疾病
患者氏名	性別 男・女
	生年月日 明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日

1. 現在の認定疾病（続発症を除く。）の状況について記載してください。  
（以下のいずれか1つの□に✓を付けてください。）

：治癒（おおむね5年にわたり経過観察のみの場合も含まれる。）  
：改善      ：不変      ：再発      ：増悪  
 （←「治癒」以外を選択した場合のみ、2の欄に記入してください。）

---

2. 認定疾病に対する診療内容について記載してください。

(1) 現在の診療状況（以下のいずれか1つの□に✓を付けてください。）  
：入院中      ：通院中      ：その他（      ）

(2) 診療経過（これまでの主な治療、検査結果、現在の診療内容等）

(3) 今後の診療方針（以下のいずれか1つの□に✓を付けてください。）  
：治療継続の必要性あり      ：治療継続の必要性なし  
 →「治療継続の必要性あり」の場合、その治療内容及び理由を具体的に記載してください。

---

3. 続発症※（注釈参照）について、以下に該当する場合は□に✓を付けてください。  
：続発症があり、かつ日常生活に相当の制限が加わり、常に医師の管理による治療が必要  
 →□に✓を付けた場合には、続発症の名称、続発症に対する障害の程度、これまでの主な治療、検査結果、現在の診療内容等を具体的に記載してください。

---

上記のとおり、診断します。

(西暦) 年 月 日

所在地

電話番号

医療機関名

診療科名

医師氏名

【続発症について】

認定疾病に付随する疾病等（続発症）であって、日常生活に相当の制限が加わり、常に医師の管理による治療が必要であるようなものについては、当該認定疾病と一体のものとして取り扱われます。個々の事例において、ある疾病等が続発症であるか否かについては、医学の経験則により、認定疾病と相当程度の関連性があるか否かによって判断されることとなりますが、具体的には、次のような疾病等が考えられます。

(1) 中皮腫及び肺がんの続発症の例

① 認定疾病の経過中又はその進展により当該認定疾病との関連で発症するもの

・中皮腫又は肺がんの遠隔転移、肺がんの癌性胸膜炎、癌性リンパ管症等

② 認定疾病を母地として細菌感染等の外因が加わって発症するもの

・肺炎、胸膜炎等

③ 認定疾病の治療に伴う副作用や後遺症

・薬剤性肺障害、放射線肺炎、術後の呼吸機能障害等

(2) 石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の続発症の例

石綿による肺がん、中皮腫、細菌感染症、肺性心、石綿肺の治療に伴う副作用や後遺症等